

香川海区漁業調整委員会の委員の選任に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、香川海区漁業調整委員会の委員（以下「海区委員」という。）の選任の手続等について、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）及び漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(委員構成)

第2条 法第138条第2項に規定する海区委員の定数15人のうち、委員の構成については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第138条第5項に規定する海区委員（以下「漁業者委員」という。） 10人
- (2) 法第138条第7項に規定する海区委員のうち、資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者（以下「学識委員」という。）並びに香川海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者（以下「中立委員」という。） 5人

(推薦及び応募の資格)

第3条 法第139条第1項の規定により海区委員として推薦を受ける者及び応募をする者（以下これらの者を「被推薦者等」という。）は、法第138条第4項各号のいずれにも該当せず、かつ、海区委員の任命予定日において次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 香川県に住所又は事業所を有する者。ただし、学識委員及び中立委員にあつては、特別の事情があるときはこの限りではない。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないもの

(推薦手続)

第4条 海区委員の推薦は、次の各号に掲げる推薦の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類をもって行うものとする。

- (1) 漁業者委員の個人推薦 香川海区漁業調整委員会委員（漁業者委員）推薦書（個人推薦用）（第1号様式）
- (2) 学識委員の個人推薦 香川海区漁業調整委員会委員（学識委員）推薦書（個人推薦用）（第2号様式）
- (3) 中立委員の個人推薦 香川海区漁業調整委員会委員（中立委員）推薦書（個人推薦用）（第3号様式）
- (4) 漁業者委員の団体推薦 香川海区漁業調整委員会委員（漁業者委員）推薦書（法人・団体推薦用）（第4号様式）
- (5) 学識委員の団体推薦 香川海区漁業調整委員会委員（学識委員）推薦書（法人・団体推薦用）（第5号様式）
- (6) 中立委員の団体推薦 香川海区漁業調整委員会委員（中立委員）推薦書（法人・団体推薦用）（第6号様式）

2 前項の書類には、香川海区漁業調整委員推薦承諾書（第7号様式）を添付しなければならない。

3 第1項の規定により推薦をする者（推薦をする者が複数の場合にあつては、その代表者）又

は推薦を受ける者は、知事が指定する場所へ持参又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便若しくは電磁的方法により提出するものとする。

（応募手続）

第5条 海区委員の応募は、次の各号に掲げる推薦の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類をもって行うものとする。

（1） 漁業者委員の応募 香川海区漁業調整委員会委員（漁業者委員）応募申込書（第8号様式）

（2） 学識委員の応募 香川海区漁業調整委員会委員（学識委員）応募申込書（第9号様式）

（3） 中立委員の応募 香川海区漁業調整委員会委員（中立委員）応募申込書（第10号様式）

2 前条第3項の規定は、前項の応募について準用する。この場合において、前条第3項中「推薦をする者（推薦をする者が複数の場合にあつては、その代表者）又は推薦を受ける者」とあるのは「応募をする者」と読み替えるものとする。

（募集の周知）

第6条 知事は、海区委員の募集に当たっては、次に掲げる方法により、募集の期間、書面の提出方法その他必要な事項を、漁業者、漁業に関する団体その他の関係者へ周知するものとする。

（1） 関係窓口における閲覧及び配布

（2） ホームページへの掲載

（3） 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

（募集の状況の公表）

第7条 知事は、募集の状況について、規則第45条に規定する事項のほか、知事が必要と認める事項を、募集の期間の中間及び終了後に、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（候補者の選考）

第8条 知事は、海区委員の候補者（以下「候補者」という。）について、必要と認めるときは、別に定める香川海区漁業調整委員選定委員会に、候補者について報告を求めるものとする。

（海区委員の補充）

第9条 知事は、海区委員に欠員を生じた場合においては、速やかに海区委員を補充するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、海区委員の選任の手続等について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月30日から施行する。